財産区財産用地公売（一般競争入札）入札案内

（物件番号４　摩湯町 896 番１、896 番２）

申込受付期間	令和８年９月 15 日（火）～令和８年９月 30 日（水） ただし、午前９時 00 分から午後５時 00 分まで （土日曜日、祝日及び平日の正午から午後０時 45 分までを除く。）
入札書の指定配達日	令和８年 10 月 15 日（木）

この入札案内の内容をご理解のうえお申込みください。

申込・問合先
岸和田市　総務部　総務管財課
岸和田市岸城町７番１号
ＴＥＬ　０７２－４２３－９５３４
ＦＡＸ　０７２－４２３－４６４４

目次

１．財産区財産用地公売（一般競争入札）の概要　・・・３ページ
２．物件の概要　・・・４ページ
３．入札参加資格　・・・６ページ
４．入札参加申込書等の取得　・・・６ページ
５．入札参加申込　・・・７ページ
６．入札参加資格者証等の交付　・・・８ページ
７．入札保証金の納入　・・・９ページ
８．質問と回答　・・・９ページ
９．入札（郵便入札）　・・・９ページ
10．開札　・・・12 ページ
11．落札者の決定　・・・12 ページ
12．契約の締結等　・・・13 ページ
13．その他　・・・14 ページ
参考資料　物件調書　・・・16 ページ
参考資料　位置図　・・・18 ページ
参考資料　土地売買仮契約書（案）　・・・19 ページ
参考資料　開札会場案内図　・・・23 ページ
参考資料　岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱　・・・24 ページ
参考資料　入札書郵送用封筒　記載例　・・・28 ページ
様式４　委任状　・・・30 ページ
様式５　入札保証金還付請求書　・・・31 ページ

１. 財産区財産用地公売(一般競争入札)の概要

参加申込書の配布	**令和８年９月 15 日（火）から令和８年９月 30 日（水）まで** 岸和田市公式ウェブサイトの次のページからダウンロード・印刷してください。 https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/12-zaisankuzaisanbaikyaku-mayutyou.html ダウンロードや印刷が困難な場合は、総務管財課窓口にて参加申込書を配布します。 午前９時から午後５時まで（土日曜日、祝日及び平日の正午から午後０時 45 分までを除く。）

参加申込	**令和８年９月 15 日（火）から令和８年９月 30 日（水）まで** 総務管財課窓口へ持参のうえご提出ください。 午前９時から午後５時まで（土日曜日、祝日及び平日の正午から午後０時 45 分までを除く。） 来庁予定日を必ず事前にご連絡いただき、調整後に来庁ください。

参加資格者証等の配布	**電話連絡と書類配布：令和８年 10 月２日（金）** 入札参加の可否を電話にて通知いたします。入札参加資格者証等の配布は、令和８年 10 月２日（金）から令和８年 10 月６日（火）までの間、総務管財課でお渡しします（郵送での取扱いはしません。）。

質問の受付と回答	**質問受付：令和８年 10 月５日（月）から令和８年 10 月７日（水）まで** ＦＡＸ又は電子メールでお送りください（電話などの口頭による質問不可）。 **回答公表：令和８年 10 月９日（金）** 岸和田市公式ウェブサイトにて回答を公表します。

入札保証金の納入	**納入期限：令和８年 10 月 15 日（木）** 期限を超過した場合は入札無効となります。

入札書の指定配達日	**令和８年 10 月 15 日（木）** **場所：岸和田市　総務部　総務管財課　行** **※一般書留又は簡易書留等で送付ください。**

開札	**令和８年 10 月 19 日（月）11：40** **場所：岸和田市　職員会館３階　会議室** 落札者を決定します。入札最低価格以上の最高価格をもって有効な入札をした方が落札者となります。

仮契約の締結	**令和８年 11 月４日（水）まで** 契約金額の 100 分の 10 に相当する契約保証金を納入していただき、仮契約を締結します。 なお、仮契約の効力は、岸和田市議会の議決を得た後にその効力を発するものとします。

岸和田市議会の議決	**令和８年 12 月中旬頃** 議会の議決を得られたとき、本契約となります。

売買代金の納入	**岸和田市議会の議決日の翌日から 30 日以内まで** 期限までに納入がない場合は、契約解除となります。

所有権移転及び引渡し	登記手続きは岸和田市が行いますが、登記に係る費用は落札者の負担となります。 物件は現状のまま引き渡します。

2. 物件の概要

物件番号	物件所在地	岸和田市摩湯町 896 番 1 、896 番 2
4	地目（登記）	ため池、堤
	地積（実測）	5,647.38 ㎡（ため池）、580.87 ㎡（堤）
	入札最低価格	74,067,000 円
	入札保証金	2,223,000 円
	特記事項	なし

（1）現地説明会

現地説明会は行いませんので、必ず自らの責任において、現地及び諸規制の確認・調査を行ってください。

（2）土地利用に関する条件

① 建築物の用途に関する事項

建築物の用途は、建築基準法において建築することができる施設であって、以下の施設を除く。

ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に定める暴力団の事務所等その活動の用に供する施設

イ） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に定める観察に付する処分を受けた団体の活動の用に供する施設

ウ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業の用に供する施設

② 工事に関する事項

工事に際しては、以下の事項を遵守すること。

ア） 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること

イ） 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと

ウ） 工事車両の通行に当たっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること

③ その他の事項

ア） 都市計画法、建築基準法、岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の関連法令を遵守すること

イ） 契約締結後に、売買土地に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、

履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

ウ）　建築物等の設計及び建設に当たって必要となる各種調査、排水、上下水道、電気、電話などに関する関係機関との協議、近隣住民への説明等一切の関連業務は落札者において行うこと

エ）　落札者は、第三者に対して本物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記①の用途に関する制限を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記①の用途に関する制限に違反する使用をさせてはならい。

オ）　落札者は、第三者に対して本物件に地上権、質権、使用賃借、又は賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記①の用途に関する制限に違反する使用をさせてはならない。

カ）　前記エ）、オ）における当該第三者の義務違反に対する責務は、落札者が負うこととする。

キ）　本物件の敷地に不法に投棄された投棄物等、埋設物等が存在した場合の撤去費用等は買受人の負担とする。

ク）　本物件において工事等を行うにあたり、近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、事業の事前説明を必ず行うこと。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建物の建設に起因する電波障害、風害、日陰等の周辺への影響については、買受人の責任において対応すること。

ケ）　本入札に関する情報は、岸和田市情報公開条例（平成 12 年３月 21 日条例第９号）に基づき公開される可能性がある。

コ）　買受人が宅地開発を行う場合は、入居者に町内会への加入を勧奨すること。

サ）　当該財産区財産へ流入している雨水排水の機能を確保すること（建設管理課）。

シ）　開発行為に伴う担当課との協議調整（和泉市との調整を含む）を行うこと（都市計画課）。

ス）　開発行為のおいては、周辺市街地環境と調和した緑豊かな環境に優しい流通・商業施設を中心とする市街地形成に努めること（都市計画課）。

セ）　上池等から流入している用水や雨水を下流へ排水するための施設検討が必要である。また、底樋（木樋）等を確実に撤去すること（農林水産課）。

ソ）　木の伐採、除根等を行い、良質土による埋め戻しを行うこと（農林水産課）。

タ）　池を埋め立てて土地利用を図る際は事前に関係部署と協議すること（建設管理課）。

チ）　財産区財産に関係する本課所管の公有財産を改変する場合は事前に協議すること（建設管理課）。

ツ）　池を埋め立てて土地利用を図る際には、岸和田市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画及び岸和田市開発行為等に関する技術基準等に基づく排水

施設整備を行うこと（下水道河川整備課）。

テ）　ため池の洪水調整機能が喪失した場合、下流域のピーク流量の増加による影響を確認すること（建設指導課）。

ト）　農業用ため池であるため、利用計画等の詳細が確定した時点で、大阪府知事宛てに「ため池の廃止届」を提出する必要があるため、利用計画等の詳細について農林水産課へ報告すること（農林水産課）。

ナ）　盛土、その他土地の形質の変更及び土石の堆積を行う場合は、事前に協議を行うこと（建設指導課）。

3. 入札参加資格

この入札に参加するためには、事前申込みが必要となります。

入札参加者は、公売条件を遵守し、以下に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人とします。

（１）以下の①～⑤のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号の規定に該当する者又は入札の日前３年以内に同条第２項各号の規定に該当する者

② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てが行われている者

③ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

④ 国税、市町村税を滞納している者

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律 147 号）第８条第２項第１号の規定による処分を受けた団体

（２）買受代金等を本市が指定する日及び方法により納入が可能であること

4. 入札参加申込書等の取得

入札参加申込書等の関係書類は、次の方法で取得してください。

（１）岸和田市公式ウェブサイトの次のページからダウンロード・印刷してください。

財産区財産用地公売（一般競争入札）について

https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/12-zaisankuzaisanbaikyaku-mayutyou.html

（２）正常にダウンロードできない又は印刷できない場合は、総務管財課で申込書を配布しますので、窓口までお越しください。なお、配布時間は午前９時から午後５時までです。土日曜日、祝日の終日及び平日の正午から午後０時 45 分までの間は配布しておりません。

岸和田市岸城町７番１号
岸和田市役所　総務部　総務管財課（市役所旧館２階）

5. 入札参加申込

入札に参加するに当たっては、以下の事項を確認してください。

（１）入札参加申込期間

令和８年９月 15 日（火）から令和８年９月 30 日（水）まで

（２）申込みに必要な書類

法人の場合	個人の場合	様式
財産区財産用地公売（一般競争入札）参加申込書		様式１（本書 30 頁）
法人登記の登記事項証明書 （発行後３ヶ月以内のもの）	住民票 （発行後３ヶ月以内であり、本籍・個人番号【マイナンバー】の記載がないもの）	発行者の様式
――――	市町村が発行する身分証明書 （発行後３ヶ月以内のもの）	発行者の様式
印鑑証明書 （発行後３ヶ月以内のもの）	印鑑登録証明書 （発行後３ヶ月以内のもの）	発行者の様式
誓約書		様式２（本書 31 頁）
役員等に関する調書	――――	様式３（本書 32 頁）
法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３の３） （発行後３ヶ月以内のもの）	所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３の２） （発行後３ヶ月以内のもの）	発行者の様式
市町村税の完納証明書 （発行後３ヶ月以内のもの）		発行者の様式

「市町村が発行する身分証明書」は、本籍のある市町村で次の２点が記載されたものの交付を受けてください。
ア）成年被後見人又は被保佐人でない。
イ）破産者でない。

（３）申込方法

①　下記の場所まで申込みに必要な書類を持参にて提出してください。なお、受付時間は午前９時から午後５時までです。土日曜日、祝日の終日及び平日の正午から午後０

時 45 分までの間は受け付けていません。

岸和田市岸城町７番１号

岸和田市役所　総務部　総務管財課（市役所旧館２階）

② 郵送、電話、ＦＡＸ、電子メールによる申込受付は行いません。

③ 申込みに必要な書類は、すべて原本を提出してください。原本ではなく写しを提出される場合は、受付けできません（本件財産区財産用地公売以外の理由で取得された再発行を受けられない証明書類（納税の猶予許可通知書等）は、コピーを取らせていただいたうえご返却いたします。）。

④ 落札後の契約は、入札参加申込書に記載された名義でのみ行います。

⑤ 財産区財産用地公売の対象者から暴力団及びその関係者を排除するため、入札参加申込者の情報を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に照会し、入札参加資格の確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑥ 入札参加申込の内容変更や取下げは、申込受付期間内に限って行うことができます。

（４）虚偽の記載をした場合の取扱い

入札参加者が提出した入札参加申込書等に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

（５）所有権を共有としたい場合

所有権の共有を希望される場合は、必ず共有者全員分の申込書及び添付書類を取りまとめて、同時にお申込みください。この場合、申込時に代表者を定め、入札の手続きは、その代表者が行ってください。

※代表として入札手続きを行う者以外の者は、代表として入札手続きを行う者への委任状（様式４）の提出が必要。

６. 入札参加資格者証等の交付

参加資格を審査のうえ、結果を通知し、入札参加資格者証等の関係書類をお渡しします。

（１）申込期間終了後、岸和田市において入札参加資格を審査し、入札参加の可否を申込者に電話連絡します。

（２）審査に合格された申込者は、総務管財課に「入札通知書」、「財産区財産用地公売（一般競争入札）参加資格者証」、「一般競争入札要項」、「入札保証金の納入通知書」の関係書類を受取りに来てください。

（３）審査に合格されなかった申込者に対し、「入札参加資格審査結果通知書」を郵送します。

（４）審査結果を問わず、申込者の提出した書類は返却いたしません。

7. 入札保証金の納入

入札に参加するためには、岸和田市が定めた額の入札保証金の納入が必要です。

（１）入札参加者は、上記の入札保証金を令和８年 10 月 15 日（木）までに岸和田市が発行した入札保証金納入通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関に納入してください。 ※領収書のコピーを郵便入札の際に同封してください。

（２）入札保証金の返還については、**11. 落札者の決定**（３）入札保証金の返還をご覧ください。

8. 質問と回答

（１）質問の受付

① 令和８年 10 月５日（月）から同年 10 月７日（水）午後５時まで受け付けます。

② 質問は、入札参加資格者の名義で行ってください。入札参加資格者以外の質問は受け付けません。

③ 質問は、ＦＡＸ又は電子メールで送付してください。電話等の口頭にて受け付けません（質問の到着確認のためのご照会のみ受け付けます。）。

宛先　　岸和田市　総務部　総務管財課
ＦＡＸ　　072－423－4644
電子メール　soumu@city.kishiwada.lg.jp

（２）回答の公表

① 令和８年 10 月９日（金）に岸和田市公式ウェブサイトにて公表します。

財産区財産用地公売（一般競争入札）について
https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/12-zaisankuzaisanbaikyaku-mayutyou.html
（入札参加申込書等の配布アドレスと同じ）

9. 入札（郵便入札）

この公売は、一般競争入札により契約の相手方を選定します。なお、郵便入札で行います。

（１）入札書の指定配達日

指定配達日：令和８年 10 月 15 日（木）
送付先：〒596-8510
大阪府岸和田市岸城町７番１号
岸和田市　総務部　総務管財課　行

（２）郵便入札の際に同封するもの

内封筒に入れるもの

① 入札書

外封筒に入れるもの

② 入札書を入れた内封筒

③ 財産区財産用地公売（一般競争入札）参加資格者証

④ 一般競争入札要項

⑤ 入札保証金の領収書（コピー）

⑥ 入札保証金還付請求書（様式５）

（３）入札書の書き方

入札書は、岸和田市公式ウェブサイトの次のページからダウンロード・印刷してください。

財産区財産用地公売（一般競争入札）について

https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/12-zaisankuzaisanbaikyaku-mayutyou.html

また、次の事項にご注意ください。

① 件名、金額、日付、住所、事業者名（法人の場合のみ記入）、代表者名（個人の場合は氏名）を記入し、登録印を押印してください。

② 金額の訂正は認めませんので、記入を誤った場合は、新たな用紙を使用してください。

③ 入札書に記載する金額は算用数字を用い、頭に「￥」の記号を必ず記入ください。

（４）入札書等の封筒作成について

上記（２）の封入は、28 ページの参考資料「入札書郵送用封筒　記載例」を参考に行ってください

（５）入札書等の郵送方法について

① 入札参加者は、封筒を次項に規定する方法により、10 月 15 日（木）に到達するよう「配達指定日」として総務管財課まで郵送してください。

② 入札書等を郵送する際は、一般書留若しくは簡易書留等の引受け・配達が記録できる方法で郵送してください。ただし、郵送料は入札参加者の負担となります。

③ 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができません。

④ 郵便局から交付される「差出控え」は、入札（開札）が終了するまで保管してください。なお、郵便物の配達状況は、郵便物の受領証に記載されている引受番号を用いて、ゆうびんホームページ又は郵便局への電話で確認することができます。本市への問い合わせは一切応じられませんので、ご注意ください。

⑤ 必ず配達指定日に到達するように郵送してください（配達指定日以外の日に到達した場合は無効となりますのでご注意ください。）。

⑥ 郵送することができなかった場合は、下記の日時に限り、総務管財課で受付します。

日時：令和８年 10 月 15 日（木）13 時～15 時（時間厳守）

持参するもの：（２）で記載している「郵便入札の際に同封するもの」を 28 ページの参考資料「入札書郵送用封筒　記載例」を参考に封筒に封入し持参してください。
※時間に遅れた場合は、受付できませんのでご注意してください。
入札書等は、なるべく、郵送でお願いします。

（６）入札の辞退

入札の辞退においては、配達指定日までに総務管財課まで連絡の上、紙文書で辞退届を提出してくだい。※書式指定はございません。

（７）入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

① 入札参加資格のない者のした入札
② 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
④ 入札書記載の金額を訂正した入札
⑤ 上記（５）「入札書等の郵送方法について」において定めた方法以外の方法で入札書等を提出した入札
⑥ 入札書等が配達指定日以外の日に到達した入札
⑦ 長３封筒に件名、住所、事業所名（法人の場合のみ記入）、代表者名（個人の場合は氏名）が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は内封筒に契約時使用印で押印のないもの
⑧ 長３封筒の件名、住所、事業所名（法人の場合のみ記入）、代表者名（個人の場合は氏名）と、同封された入札書の件名、住所、事業所名（法人の場合のみ記入）、代表者名（個人の場合は氏名）とが相違するもの
⑨ 一般競争入札要項（及び代理人が入札をする場合は委任状）を提出していない者のした入札
⑩ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正や文字の消去が容易な筆記用具により記載した入札
⑪ 前各号に規定するほか、財産区財産用地公売（一般競争入札）入札案内に違反した入札

（８）入札の失格について

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格となります。

① 入札にあたり他人を脅迫行為、公正な入札の執行を害する行為、その他談合等の不正行為をした者の入札
② 著しい反社会的活動を行う等、明らかに財産区財産の契約相手方としてふさわしくないことが判明した者のした入札
③ 最低制限価格を下回る価格の入札

④ 入札参加者申込、売買契約及び不動産登記の名義人が、同一の単独名義人でない場合
⑤ 入札保証金を期限までに納入していない者、又は期限までに納入したことを証明できない者

（９）入札の延期、中止について
① 郵便事情等により事故が発生した場合や不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができるものとします。
② 郵便入札の開札を延期した場合には、配達指定日に到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止した場合は、速やかに入札参加者に返却します。
③ 入札を中止した場合において、入札参加申込に要した費用等は入札参加申込者の負担とします。

10. 開札

（１） 開札日　　令和８年 10 月 19 日（月）11：40
場　所　　岸和田市役所　職員会館３階　会議室
※ 郵便入札のため、入札立会人以外はご来庁いただく必要はございません。
※ 入札立会人としてご来庁いただく場合は下記 2 点ご持参ください。
① 個人又は代表者（代理人の場合は受任者）の印鑑
② 委任状（代理人の場合のみ。共有名義の場合は、共有者全員を委任者とする委任状が必要です。）

（２）開札の立会い
開札にあたっては、当該入札参加資格を有する者のうちから入札立会人を２人選任し、ご連絡します。
入札立会人が代理人の場合は、委任状（様式４）が必要です。様式については岸和田市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。入札立会人が、やむを得ない理由等により欠席した場合は、当該入札執行者以外の職員が立会い、開札します。なお、入札立会人は当該入札終了後に、「入札立会確認書」に記名・押印していただきますので、開札日には契約時使用印（代理人の場合は委任状に押印された受任者印）を持参してください。また、入札立会人以外の入札参加者は入室できません。

11. 落札者の決定

（１）落札者の決定
① 落札者は、入札最低価格以上の最高価格であって、有効な入札をした者とします。ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」を引く者は、入札立会人双方の協議により決定し、その立会人によるくじ

引きで落札者を決定します。

② 開札の結果、落札者があるときは落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち合った入札者又は代理人に知らせます。

③ 入札者が１人の場合でも開札を行います。

（２）入札結果の公表

① 入札結果は個人・法人を問わず、落札者名、落札金額等について、後日、岸和田市公式ウェブサイトに掲載します。報道機関への資料提供や情報公開請求がなされた際に公表する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

② 入札結果及びその公表に対する問合せ及び異議には一切応じません。

（３）入札保証金の返還

① 落札しなかった者が納入した入札保証金は、入札日から１ヶ月以内に、入札保証金還付請求書に記載された口座に返還します。なお、入札保証金の返還が完了するまでの期間に係る利子は付けません。

② 落札者が納入した入札保証金は、売買契約を締結するまでの間、岸和田市でお預かりします。なお、落札者の入札保証金については、売買契約の締結後１ヶ月以内に、入札保証金還付請求書に記載された口座に返還します。ただし、入札保証金の返還が完了するまでの期間に係る利子は付けません。

③ 落札者が納入した入札保証金は、落札者が「契約保証金充当依頼書」を岸和田市に提出することにより、還付を受けることなく契約保証金の一部に充当することもできます。充当を希望される場合は担当職員にお申出ください。

12. 契約の締結等

（１）契約保証金の納入

① 落札者は、契約保証金として落札金額の 100 分の 10 に相当する金額（千円未満切上）を岸和田市が発行する納入通知書により売買契約締結（期限：令和８年 11 月４日（水））までに納入していただきます。

② 契約保証金は、その預託期間について利子は付けません。

③ 「契約保証金充当依頼書」を提出した場合は、契約保証金と入札保証金の差額を納入していただきます。

（２）仮契約の締結

① 落札者は、令和８年 11 月４日（水）までに岸和田市摩湯財産区と仮契約を締結することとします。仮契約の締結に当たっては、次の書類を総務管財課窓口までご持参ください。

ア） 契約保証金の領収書（原本）

② 売買契約書２通に押印する際、うち１通に印紙税法に基づく金額の印紙を貼り付けてください。

③ 落札者が期限までに売買契約を締結しない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は、岸和田市に帰属します。

（３）停止条件

この契約は、岸和田市議会による議決を停止条件とし、議決を得た後にその効力を発する。

（４）落札者決定の取消し

① 正当な理由がなく、期限までに売買契約の締結に応じなかった場合には、落札者としての決定を取り消します。

② 落札者の決定から売買契約の締結までの間に、落札者の資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと岸和田市が判断した場合、又は著しく社会的信用を損なうなどにより買受人としてふさわしくないと岸和田市が判断した場合には、落札者の決定を取り消し、売買契約を締結しない場合があります。

（５）土地の引渡し

① 落札者は、売買代金を岸和田市議会の議決後から 30 日以内までに、岸和田市が発行した納入通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関に納入してください。

② 売買代金の全額納入があった時に、引渡し時の現状有姿のまま引き渡します。

③ 登記手続きを行うため、次の書類を総務管財課窓口まで提出してください。

ア） 売買代金の領収書（原本）

イ） 登録免許税と同額の印紙又は金融機関窓口で支払った登録免許税の領収書

※ 金融機関窓口で支払予定の場合は、取扱いの可否についてご利用予定の金融機関にご確認ください。

ウ） 法人登記の履歴事項全部証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）

※ 住民票は発行後３ヶ月以内のものである必要があります。申込時にご提出いただいてから３ヶ月を超過してからの手続きとなる場合に再度の提出をお願いします。

④ 登録免許税の額は、250,800 円の見込みです。

⑤ 登記が完了次第連絡しますので、総務管財課窓口までご来庁ください。登記識別情報をお渡しします。

13. その他

（１）費用の負担

① 入札の参加に必要な一切の費用（交通費など）は、入札参加者の負担とします。

② 契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用（印紙税など）は、落札者の負担とします。

③ 登記手続きは岸和田市が行いますが、登記に係る費用（登録免許税）は落札者の負

担とします。

④ この他、契約成立以後に不動産取得税などの費用負担が生じることについて、あらかじめご理解ください。

（２）落札者の決定を取り消した場合の物件の売却

落札者の決定を取り消した場合は、落札者に次いで入札最低価格以上の最高価格をもって有効な入札をした者を相手方として、その者が入札した金額による売却手続きを進めます。

（３）使用言語及び単位

本入札に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。また、使用する通貨の単位は日本円とします。

（４）資料等の取扱い

岸和田市が配布及び公表する資料は、本件公売への参加及び参加のための検討以外の目的で使用することを禁じます。

（５）提出資料の取扱い

提出された書類は返却しません。また、提出された書類は入札参加資格審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。ただし、情報公開の対象となりますので、後日、情報公開請求に基づき公開した場合は、公開したことを当事者に通知します。

（６）入札案内に定めのない事項

この入札案内に定めのない事項については、すべて地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則、岸和田市公有財産規則等に定めるところによって処理します。

（７）入札の公平性、競争性を確保するため、入札参加の状況等の問合わせについては一切お答えできません。

物件番号４

物件調書

番号	所在地	登記地目	実測面積	形状
4	岸和田市摩湯町 896 番１ 岸和田市摩湯町 896 番２	ため池 堤	5,647.38 ㎡ 580.87 ㎡ （計 6,228.25 ㎡）	やや不整形

入札最低価格	74,067,000 円	入札保証金	2,223,000 円

<table>
<tr><td colspan="2">接面道路の状況</td><td colspan="2">東側で里道敷、北側で岸和田市所有地（地目：公衆用道路）に接している。東方約 30m付近に和泉市の市道が整備されている。西方約 20m～60m付近の岸和田市の市道より 5m程度低い位置にある。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">法令等の制限</td><td>都市計画区域</td><td colspan="2">市街化区域</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td colspan="2">準工業地域</td></tr>
<tr><td>建ぺい率</td><td colspan="2">６０％</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td colspan="2">２００％</td></tr>
<tr><td>その他の法規制</td><td colspan="2">準防火地域、宅地造成工事規制区域、唐国地区・摩湯地区地区計画（地区区分：流通サービス地区）</td></tr>
<tr><td colspan="2">私道の負担等</td><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">交通機関</td><td>鉄道</td><td colspan="2">南海泉北線「和泉中央」駅　西方約 2.0 ㎞（道路距離）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">供給処理施設の状況</td><td>上水道</td><td>東方の和泉市からの引き込みが出来ない（市外給水不可）。また、西方の岸和田市からも民有地（住宅地）が介在し、さらに高低差を有する。</td><td rowspan="5">建築物等の整備にかかる設計及び建設に当たって必要となる排水、上下水道、電気、電話など各種調査は入札参加者において行ってください。</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>無し</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td>無し</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td>岸和田市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画区域内であるが下水道施設は未整備であるため土地利用を図る事業者が施設整備を行う必要がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3">○土地の引渡し時、既存のままの現状有姿で引渡します。</td></tr>
</table>

	○地下埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。それに伴い地盤改良等が必要な場合は買受人の負担となります。 ○本物件の引渡し後、本物件に不法に投棄された投棄物等、埋設物等が存在した場合の撤去費用等は買受人の負担となります。 ○各供給施設の設置に当たっての負担金及び加入金等は、買受人の負担となります。 ○本物件において工事等を行うに当たり、近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、事業の事前説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う振動、騒音、埃等及び建物の建設に起因する電波障害、風害、日陰等の周辺への影響については、買受人の責任において対応してください。 ○物件調書は、入札参加者が公売物件の概要を把握するための資料です。

位置図

土地売買仮契約書（案）

売払人　岸和田市摩湯財産区（以下「甲」という。）と買受人●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の各条項により土地売買契約を締結する。

（本契約）

第１条　この仮契約は、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき、岸和田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第４号）第３条に規定する議会の議決（以下「議決」という。）を得られたとき、本契約とする。ただし、議会の議決が得られないとき、この仮契約は無効となり、甲は損害賠償の責めは負わないものとする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

第３条　甲はその所有する次に掲げる土地（以下「売買土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

土 地 の 所 在 地	登記地目	地積（実測）
岸和田市摩湯町 896 番１ 岸和田市摩湯町 896 番２	ため池 堤	6,228.25 ㎡

（売買代金）

第４条　売買土地の売買代金は、金●●●●●●円とする。

（契約保証金）

第５条　この契約の契約保証金は、金●●●●円とし、乙は、仮契約締結時までに納入しなければならない。

２　売買土地の入札時に納入した入札保証金があるときは、契約保証金に充当することができる。

３　乙が次条に定める義務を履行しないことにより、甲が第13条の規定によりこの契約を解除したときは、第１項の契約保証金は甲に帰属する。

４　第１項の契約保証金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

５　第１項の契約保証金には利息を付さない。

（売買代金の支払）

第６条　乙は、第４条に定める売買代金の全額を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに一括して支払わなければならない。ただし、前条第１項の契約保証金（前条第２項の規定により、契約保証金に充当された入札保証金を含む。）を売買代金の一部に充当する旨の申出が乙からなされた場合においては、当該契約保証金を売買代金の一部に充当し、これらの差額を納入することで足りる。

（所有権の移転及び登記）

第７条　売買土地の所有権は、売買代金の完納時をもって甲から乙に移転する。

２　甲は、前項の規定による売買土地の所有権移転後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとし、乙は、これに必要な書類等を甲に提出する。

３　前項の登記に要する経費は、乙の負担とする。

（土地の引渡し）

第８条　売買土地は、前条第１項の規定により所有権が移転したとき、甲から乙に売買土地の引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第９条　本契約締結から売買土地の引渡しまでに、売買土地が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（公租公課の負担）

第 10 条　売買代金の完納後における公租公課については、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任等）

第 11 条　乙は、この契約締結後、売買土地に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものも含む。）を発見しても、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（用途の制限）

第 12 条　乙は、売買土地を次の用途に供してはならない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に定める暴力団の事務所等その活動の用に供する用途。

（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条第

１項に定める観察に付する処分を受けた団体の活動の用に供する用途。

（３）風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業の用に供する用途。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他何ら手続きを用いないで、本契約を解除することができる。

（１） 本契約に定める義務を履行しないとき。

（２） 岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

（返還金等）

第 14 条　甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、この契約を解除した場合において、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、この契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

４　甲がこの契約を解除した場合において、乙は、売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用を甲に請求することはできない。

（違約金）

第 15 条　乙は、第 13 条の規定によりこの契約を解除されたときは、売買代金の 30%に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第 17 条に定める損害賠償と解釈しない。

（乙の原状回復義務）

第 16 条　甲が、第 13 条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は自己の負担において、甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは現状のまま返還することができる。

２　甲は、乙が前項の定める義務を履行しないときは、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

３　乙は第１項の規定により売買土地を甲に返還する際、売買土地の所有権移転登記の承諾書を甲

に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 17 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第 18 条　甲は、第 14 条第１項の規定により、売買代金を返還する場合において、乙が第 15 条第１項、第 16 条第２項又は前条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第 19 条　この契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第 20 条　乙は、土地引渡し以後においては、充分な配慮をもって土地を管理し近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

（管轄の合意）

第 21 条　この契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

（疑義の決定）

第 22 条　この契約に関し疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

売払人（甲）　　岸和田市岸城町７番１号

岸和田市摩湯財産区

管理者　岸和田市長　佐野　英利
（総務部総務管財課取扱い）

買受人（乙）　　住所

氏名

開札会場案内図

N
市立公民館
堺町
別所医院
ヤブ歯科
本町局
岸和田本町
市役所別館
岸和田市署岸城
岸和田市役所
職員会館
別寅かまぼこ城内寮
ユーショップ
ローソンストア100
ロージースクエア山岸城町
大賀医院
市立図書館
岸城
二の丸公園
心技館
岸和田城
岸和田市役所
職員会館3階　会議室

岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号。以下「条例」という。）第７条から第９条までの規定に基づき、本市が発注する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共工事等　条例第２条第５号に規定する公共工事等をいう。

(2) 売払い等　条例第２条第６号に規定する売払い等をいう。

(3) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(5) 暴力団密接関係者　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(6) 有資格者　入札参加の資格を有する者をいう。

(7) 役員等　次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(8) 下請負人等　条例第７条各号に規定する者をいう。

（入札等除外措置等）

第３条　市長は、有資格者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、条例第８条の規定に基づき、それぞれ同表右欄に定める期間、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

２　前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）についても適用する。この場合において、別表各号の規定の適用については、「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

３　市長は、前２項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者（以下「入札等除外者」という。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札等除外者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと判断しうるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

(1) 別表左欄第１号の措置要件に該当する場合　入札等除外措置を行った日から２年

(2) 別表左欄第２号から第５号までの措置要件に該当する場合　入札等除外措置を行った日から１年

４　市長は、第１項又は第２項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表左欄に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、入札等除外事由、入札等除外期間その他必要な事項を公表するも

のとする。

（注意喚起）

第４条　市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると判断しうるときは、有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置を採るべきことを注意喚起するものとする。

（入札参加資格審査における排除）

第５条　市長は、入札参加資格審査に際し、次の各号に掲げる者（以下「入札等除外者等」という。）の登録を認めないものとする。

(1) 入札等除外者

(2) 前号に掲げる者を除き、大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

（一般競争入札からの排除）

第６条　市長は、条例第８条第１項第２号の規定に基づき、一般競争入札を実施する場合は、入札等除外者等の入札参加を認めないものとする。

２　市長は、一般競争入札を実施する場合において、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、条例第８条第１項第５号の規定に基づき、その者の当該入札の参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

３　前２項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

４　市長は、第２項の規定により入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わなかったときは、当該入札等除外者等に通知するものとする。

５　前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第７条　市長は、条例第８条第１項第２号の規定に基づき、指名競争入札を実施する場合は、入札等除外者等を指名しないものとする。

２　市長は、指名競争入札を実施する場合において、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、条例第８条第１項第５号の規定に基づき、その指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

３　市長は、前項の規定により指名を取り消し、又は契約の締結を行わなかったときは、当該入札等除外者等に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第８条　市長は、条例第８条第１項第５号の規定に基づき、入札等除外者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、入札等除外者等の所有する土地を本市の事業用地として買収する必要がある場合等、契約の目的及び内容から市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請負等からの排除及び下請契約の解除等）

第９条　市長は、条例第７条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が入札等除外者等を下請負人等とすることを認めないものとする。

２　市長は、公共工事等において入札等除外者等を下請負人等としていると認めるときは、条例第８条第１項第７号の規定に基づき、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約の相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約の相手方との当該公共工事等の契約を解除するものとする。

（共同企業体に対する措置）

第 10 条　第 6 条から前条までの規定は、入札等除外者等を構成員とする共同企業体についても適用する。

（契約の解除）

第 11 条　市長は、条例第８条第１項第６号又は第７号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり、当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

（誓約書の徴収等）

第12条 市長は、次に掲げる者に対し、条例第８条第２項の規定に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（以下「誓約書」という。）を提出するよう求めるものとする。

(1) 本市の入札参加資格審査申請を行う者

(2) 公共工事等の契約の相手方及びその下請負人等（前号に掲げる者を除く。）

(3) 売払い等の契約の相手方

２　市長は、前項に規定する誓約書を提出した公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第３条の規定により入札等除外措置を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員が含まれる事業者に該当すると認められる場合　当該認定をした日から２年

(2) 暴力団密接関係者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合　当該認定をした日から１年

３　市長は、契約相手方が第１項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

（指定管理者等への協力要請）

第 13 条　市長は、第３条の規定により入札等除外措置を行ったときは、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び本市が出資する法人等に対して、本要綱の例により必要な措置を行うよう求めるものとする。

（不当介入に対する対応）

第 14 条　市長は、契約相手方及び下請負人等が公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、条例第９条第２項の規定に基づき、速やかに本市へ報告することを求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

（関係機関との連携）

第 15 条　市長は、本要綱の運用にあたっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（関係部課等の長からの意見の聴取）

第 16 条　市長は、第３条第１項若しくは第２項の規定による入札等除外措置、同条第３項の規定による入札等除外措置の解除、第４条の規定による注意喚起又は第 12 条第２項の規定による誓約書違反の公表を行うに際し、必要があると認めるときは、当該措置等又は公表に係る関係部課等の長から意見の聴取を行うものとする。

（入札等除外措置の通知等）

第 17 条　市長は、第３条第１項若しくは第２項の規定による入札等除外措置、同条第３項の規定による入札等除外措置の解除、第４条の規定による注意喚起又は第 12 条第２項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

（誓約書の徴収等適用除外）

第 18 条　市長は、次に掲げる者に対し、第 12 条第１項の規定は適用しない。

(1) 国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体及び町会等

(2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる者

(3) 事務又は事業の目的、趣旨等から、契約相手方から排除することができない者

（その他）

第 19 条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成 25 年 10 月１日から施行する。
（岸和田市建設工事暴力団対策措置要綱の廃止）
2　岸和田市建設工事暴力団対策措置要綱（平成６年制定）は、廃止する。
（経過措置）
3　この要綱の施行の日前に岸和田市建設工事暴力団対策措置要綱による指名除外を受けている有資格業者は、この要綱の規定による入札等除外者とみなす。

附　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成 30 年８月１日から施行する。
別表（第３条関係）

<table>
<tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>1　有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。</td><td>当該認定をした日から２年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</td></tr>
<tr><td>2　有資格者又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</td><td rowspan="4">当該認定をした日から１年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</td></tr>
<tr><td>3　有資格者又は有資格者の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</td></tr>
<tr><td>4　有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>5　有資格者又は有資格者の役員等が、下請契約等、資材、原材料等の購入契約その他契約をするに際し、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定のいずれかに該当するものである旨を認識しながら、当該契約を締結したと認められるとき。</td></tr>
</table>

入札書郵送用封筒　記載例

入札書の封筒作成

入札書の封入及び発送については、次のとおり作成した封筒（以下「指定封筒」という。）で発送すること。

① 長形 40 号（90mm×225mm）（以下「内封筒」という。）と長形３号（120mm×235mm）（以下「外封筒」という。）の封筒を各１通ずつ用意する。
② 内封筒について、作成見本を参照して作成する。
③ 外封筒について、作成見本を参照して作成する。
④ ②で作成した内封筒に、入札書を封入する。その時に作成見本裏面と同様に、内封筒裏面２か所に契約時使用印を押印する。
⑤ ③で作成した外封筒に、④で作成した内封筒を封入する。その時に作成見本裏面と同様に、外封筒裏面２か所に契約時使用印以外で割印する。

※本入札に係る封筒には下記と同内容を記載し、一般書留若しくは簡易書留等の引受け・配達が記録できる方法で提出すること。
※いずれも配達日指定郵便

●内封筒　作成見本

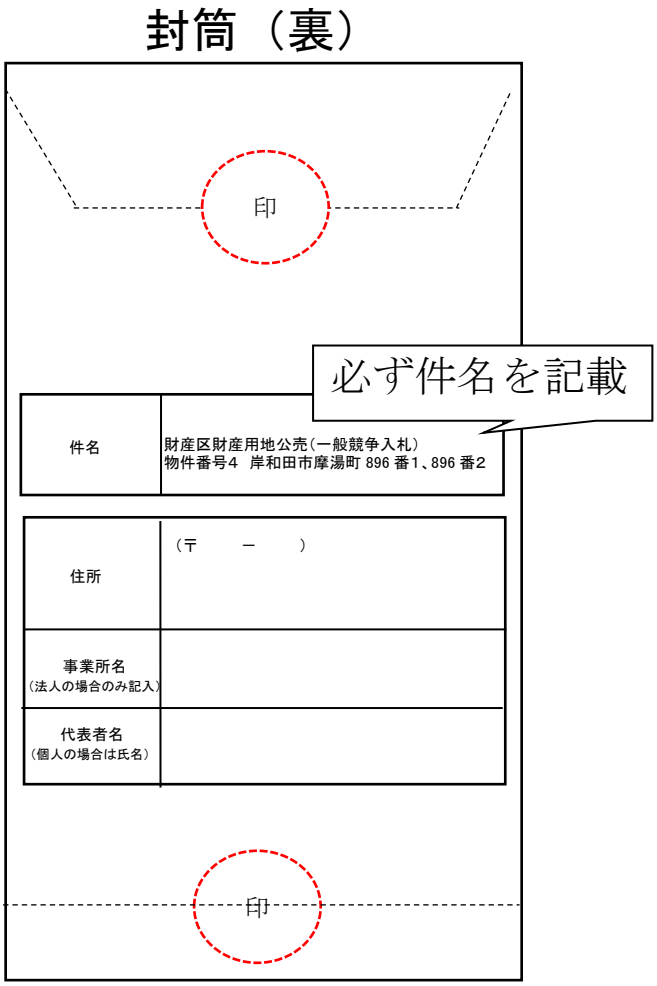

●外封筒　作成見本

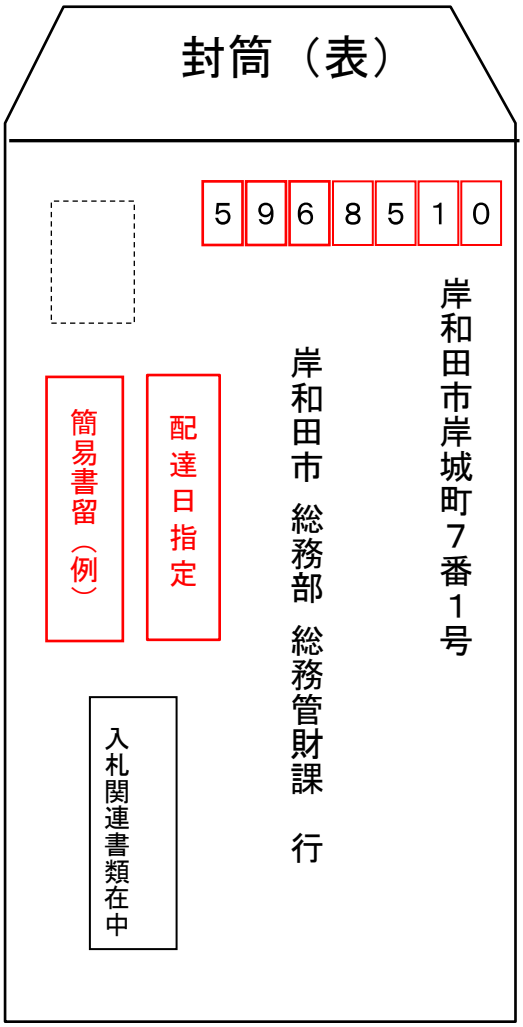

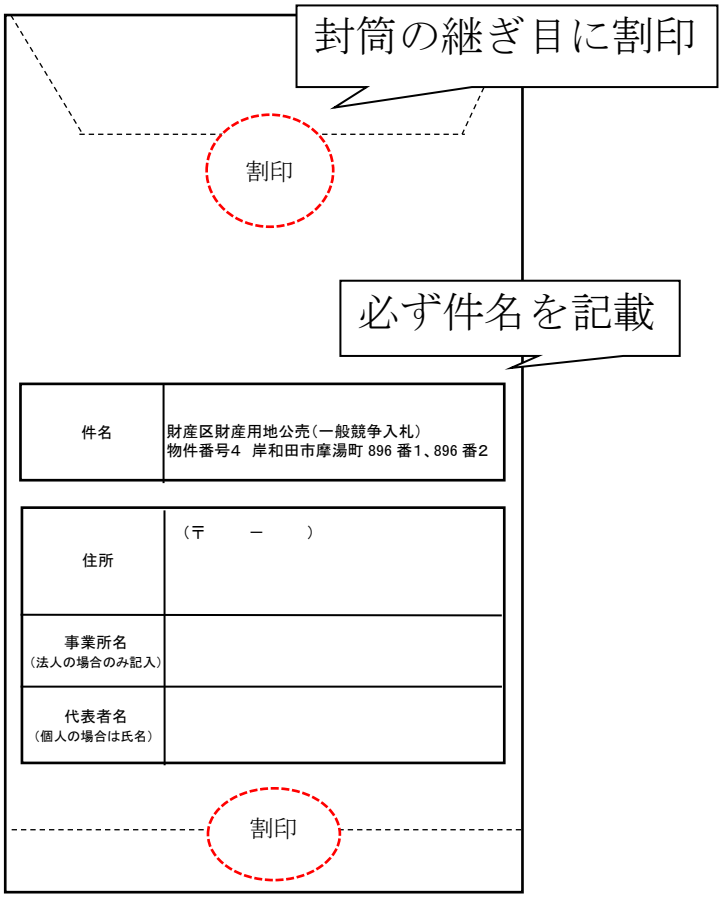

〈　注　意　〉

１．本封筒には９．（２）郵便入札の際に同封するものを入れること。

２．一般書留若しくは簡易書留等（指定配達日：令和８年 10 月 15 日（木））で送付すること。

※いずれも配達日指定郵便

３．一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと。

４．提出後に参加辞退、入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

※岸和田市公式ウェブサイト

https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/12-zaisankuzaisanbaikyaku-mayutyou.html

様式４

物件番号４

委　　任　　状

年　　月　　日

岸和田市摩湯財産区管理者
岸和田市長　佐野　英利　　様

（入札参加資格者）
住　　所

事業所名
（法人の場合のみ記入）

代表者名
（個人の場合は氏名）

登録印

私は、　　を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

委任事項

☐　入札及び契約に関する事項

☐　開札立会人

入札日　令和８年 10 月 15 日（木）　　開札日　令和８年 10 月 19 日（月）

件名	財産区財産用地公売（一般競争入札）
	物件番号４　岸和田市摩湯町 896 番１、896 番２

代　理　人

住　　所

事業所名
（法人の場合のみ記入）

代表者名
（個人の場合は氏名）

代理人の印
※入札書にはこの印を押印してください。

※委任事項の☐に☑を入れてください。

様式５

入　札　保　証　金　還　付　請　求　書

物件番号４

年　　月　　日

住　　所

事業所

（法人の場合のみ記入）

代表者名

（個人の場合は氏名）

登録印

岸和田市摩湯財産区管理者
岸和田市長　　様

下記のとおり請求します。

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			￥	2	2	2	3	0	0	0

※落札者は本様式を用いて請求することができません。
別途、様式を提供させていただきます。

件名　財産区財産用地公売（一般競争入札）に伴う入札保証金　物件所在地　**岸和田市摩湯町 896 番１、896 番２（物件番号４）**について、**令和８年 10 月 15 日**の入札に正常に参加いたしましたので還付してください。

下記の口座へ振り替えてください。

銀行					種	１.普　通	口座番号							カナ口座	
店					目	２.当　座								名　　義	